

## 譲渡禁止特約に関する実態調査結果報告（流動化・証券化協議会）

一般社団法人流動化・証券化協議会事務局の協力により、同協議会会員の7社から回答を受領した。この7社からの回答を、事務当局において取りまとめた結果を以下のとおり報告する。

1. 譲渡禁止特約によって、債権譲渡による資金調達に支障が生じているとお考えでしょうか。

（回答）

支障が生じていることを肯定する方向の回答 6社  
支障が生じていることを否定する方向の回答 1社

（補足説明）

支障が生じていることを否定する方向の回答には、債権譲渡による資金調達に支障が生じているとまでは言えないが、譲渡禁止特約付きの債権であるが故に当該債権を証券化の対象から除外することがあるため、債権の運用の非効率性について問題視する者もいるかもしれないとの意見が付されていた。

2. （1において支障が生じていると考えている場合）譲渡禁止特約によって、債権譲渡による資金調達にどのような支障が生じているか、具体的にご教示ください。

（回答の要旨）

- ① 債権譲渡又は担保提供を行うことができず、資金調達ができない事態が発生してしまうとするもの（4社）
- ② 譲渡禁止特約付き債権の譲渡の承諾を取得するための交渉に、多大な時間と労力が必要となるというもの（4社）
- ③ 債権の信用力を裏付けとした資金調達ではなく、譲渡人の信用力に依拠したものとならざるを得ないため、譲渡人よりも裏付けとなる債権の信用力が高い場合であっても、資金調達に要するコストを低減させることができないとするもの（1社）

※注 複数の回答をした会員があるため、回答数の合計が、質問1で「支障が生じていることを肯定する方向の回答」と回答した会員の数と一致しない。

（補足説明）

- (1) 回答①の中には、具体的に以下のような指摘をするものがあった。

- 信用力の高い債務者に対する債権ほど有力な資金調達手段になり得るが、これらの債権には、譲渡禁止特約が付されていることが多い。
- 譲渡禁止特約付き債権を譲渡するためには、債務者の承諾を得ることが必要であるため、債務者に債権譲渡の事実を知らせることなく、債権譲渡をすることができないという問題がある。
- 主に売掛債権の流動化について、債務者の承諾が取れない。
- 債権流動化による資金調達を目的として、譲渡禁止特約の解除を依頼しても債務者の承諾を得られないこと等により、債権譲渡が不可能となる事例がある。

(2) 回答②の中には、具体的に以下のような指摘をするものがあった。

- 譲渡の対象となる債権について、譲渡禁止特約が付されているか否かの確認のために、ヒアリング調査、譲渡人から表明保証をしてもらう等の必要がある。
- 譲渡禁止特約付き債権の譲渡の承諾には、譲受人側の社内手続、債務者との交渉（これに関連する取引条件の再交渉を含む。）、承諾の方法の確定等に、多くの時間と労力を費やすことになり、特に、小口の多数の債権を流動化する場合には、数百から数千の債務者との交渉が必要となる。
- 債務者側にとっては承諾をすることについて、積極的なインセンティブが低いいため、債権譲渡による資金調達の組成が必ずしもスムーズに進まない一因となっている。
- 主に売掛債権の流動化について、債務者が多数で実務上対応が難しい。

(3) 回答③の中には、具体的に以下のような指摘をするものがあった。

- 譲渡禁止特約により、譲渡そのものが否定される可能性が生じるのは、多くは譲渡人が破たんしたケースと考えられるため、資金調達が、債権の信用力を裏付けとしたものではなく、譲渡人の信用力に依拠したものとなる。そのため、譲渡人の信用力よりも譲渡対象となる債権の信用力が高い場合であっても、資金調達のコスト低減のメリットを享受できない。

3. 譲渡禁止特約付き債権を譲渡しようとしたものの、債務者が承諾しなかったために、譲渡禁止特約付き債権を譲渡できなかったという事例はありますか。

(回答)

ある	5社
ない	2社

4. (3のような事例がある場合) 債務者が承諾しなかった理由が分かれば, ご教示ください。

(回答の要旨)

- ① 抗弁権 (特に相殺の抗弁) の確保を理由とするもの (5社)
- ② 事務手続の煩雑さを理由とするもの (3社)
- ③ 過誤払いの危険の回避を理由とするもの (3社)
- ④ 債務者の感情を理由とするもの (1社)
- ⑤ 円滑な取引の遂行が害されることを回避することを理由とするもの (1社)

※注 多くの会員が複数の理由を回答しているため, 回答数の合計が, 質問3で「ある」と回答した会員の数と一致しない。

(補足説明)

- (1) 回答①の中には, 具体的に以下のような理由を挙げるものがあった。
  - 債務者が債権者に対して反対債権を保有している場合に, 債権譲渡により債権者が代わることにより, 債務者の保有する債権者向けの反対債権の保全が悪化することを理由とするもの。
- (2) 回答②の中には, 具体的に以下のような理由を挙げるものがあった。
  - 事実関係の確認や支払先の変更手続等, 債権者変更に伴う管理事務負担の回避を理由とするもの。
- (3) 回答③の中には, 具体的に以下のような理由を挙げるものがあった。
  - 譲渡人のみならず, 譲受人から二重に請求を受けるリスクがあることを理由とするもの。
- (4) 回答④の中には, 具体的に以下のような理由を挙げるものがあった。
  - 例えば, 援助の趣旨で債務を負担していた場合が挙げられる。
- (5) 回答⑤の中には, 具体的に以下のような理由を挙げるものがあった。
  - 取引関係に譲受人が加わることで法律的・経済的な利害状況に変化が生じ, 結果として, 円滑な取引の遂行が害されることを回避することを理由とするもの。例えば, 継続的な取引でトラブルが生じた場合に, その解決の交渉・調整を行うとき, 債権が既に譲渡されていると

いう状況の変化や他の利害関係者が加わることにより、円滑な交渉・合意が害される危険の回避が挙げられる。

5. 譲渡しようとした債権に譲渡禁止特約が付されていたため、債務者から承諾を取得しようとしせずに、譲渡を断念したという事例はありますか。

(回答)

ある	6社
ない	1社

(補足説明)

回答があった会員の大部分から、譲渡しようとした債権に譲渡禁止特約が付されていたため、債務者から承諾を取得しようとしせずに、譲渡を断念したという事例がある旨の回答があった。他方、上記のような事例がないとする回答は、一般的に譲渡が禁止されていない債権を証券化の対象としているということを理由として挙げている。

6. (5のような事例がある場合)なぜ、債務者から承諾を取得しようとしせずに、譲渡を断念したか、理由をご教示ください。

(回答の要旨)

- ① 債務者との関係を悪化させるおそれがあるということを理由とするもの(4社)
- ② 債権者の信用不安を招くおそれがあるということを理由とするもの(1社)
- ③ 承諾を得るための手続の負担が大きいことを理由とするもの(1社)
- ④ 承諾を求めても、応諾してもらえない可能性が高いことを理由とするもの(1社)
- ⑤ 資金調達のニーズがそれほど高くなかったことを理由とするもの(1社)

※注 多くの会員が複数の理由を回答しているため、回答数の合計が、質問5で「ある」と回答した会員の数と一致しない。

(補足説明)

- (1) 回答①の中には、具体的に以下のような理由を挙げるものがあった。
  - 承諾の見返りとして、債務者から商品価格の値引き交渉等がされることがあるため、これを回避することを理由とするもの。
  - 取引条件への影響や譲渡人の信用状態について誤解を与える可能性

を考慮したということを経由とするもの。

- 譲渡禁止特約付き債権を譲渡しようとする事（譲渡した事）が顧客等に知られる事態となった場合、譲渡人と譲受人の双方がレピュテーション・リスクを負うことになるということを経由とするもの。

(2) 回答④の中には、具体的に以下のような理由を挙げるものがあった。

- 債務者が官公庁又は公的機関であるため、承諾の申出・交渉が難しいと思われることを経由とするもの。

7. 債務者の承諾を取得した上で、譲渡禁止特約付き債権を譲渡したという事例はありますか。

(回答)

ある	5社
ない	2社

8. (7のような事例がある場合) 譲渡禁止特約付き債権のうち、債務者から承諾を取得できた債権が、およそどの程度の割合を占めるか、ご教示ください。

(回答の要旨)

- |   |    |
|---|----|
| ① 承諾を依頼した事例については、承諾を取得できた債権が多数を占めるという回答 | 1社 |
| ② 承諾を取得できた債権は少数であるという回答                 | 1社 |
| ③ 割合は不明であるという回答                         | 3社 |

(補足説明)

(1) 回答①の中には、具体的に以下のような指摘をするものがあった。

- 全件で承諾を取得することができた。

(2) 回答②の中には、具体的に以下のような指摘をするものがあった。

- 債権者が有する債権全体に占める割合ではごく僅かである。

9. (7のような事例がある場合) 債務者が、譲渡禁止特約付き債権の譲渡を承諾した理由が分かれば、ご教示ください。

(回答の要旨)

- |                                   |
|-----------------------------------|
| ① 譲渡人と債務者との間の関係を理由とするもの (5社)      |
| ② 譲渡を承諾することのリスクを理解し、納得できたということを経由 |

とするもの（２社）

- ③ 譲受人が特定されており，当該譲受人への譲渡であれば譲渡されても問題ないということを理由とするもの（２社）
- ④ 譲渡禁止特約付き債権の譲渡による資金調達の必要性について，理解があったということを理由とするもの（１社）
- ⑤ 債務者にとって承諾をするメリットがあることを理由とするもの（１社）

（補足説明）

- (1) 回答①の中には，具体的に以下のような理由を挙げるものがあった。
  - 慣習的に譲渡禁止特約が付されていたが，債権者の立場が相応に強いということを理由とするもの。
  - 譲渡人との間の取引関係を理由とするもの。
  - 債務者が譲渡人の関係会社であったという譲渡人と債務者との間の資本関係を理由とするもの。
- (2) 回答③の中には，具体的に以下のような理由を挙げるものがあった。
  - 譲渡人又は譲受人に対する信頼を理由とするもの。
  - 譲受人が銀行又は銀行が運営するＳＰＣ（特別目的会社）であるということを理由とするもの。
- (3) 回答④の中には，具体的に以下のような理由を挙げるものがあった。
  - 債務者が債権譲渡による資金調達を実施しており，譲渡禁止特約付き債権の譲渡の承諾について理解があったということを理由とするもの。
- (4) 回答⑤の中には，具体的に以下のような理由を挙げるものがあった。
  - 例えば，債権の譲渡に伴う資金調達により，当該譲渡人との間のほかの取引で債務者が恩恵を受ける場合が挙げられる。

10. 民法（債権関係）の見直しに当たって，譲渡禁止特約について，どのような見直しをすることが望ましいか，ご意見があれば，自由にご記載ください。

（回答の要旨）

- ① 一定の取引類型の債権については，譲渡禁止特約の第三者に対する効力を否定すべきであるという意見

- ② 一定の目的の債権譲渡については、譲渡禁止特約の第三者に対する効力を否定すべきであるという意見
- ③ 譲渡禁止特約の第三者に対する効力を認めるとしても、その効力を弱めるべきであるという意見
- ④ 譲渡禁止特約の第三者に対する効力について、①から④までの意見を前提として、債務者保護の方策を拡充すべきであるという意見
- ⑤ 譲渡禁止特約の存在について、公示性を高めるべきであるという意見。

(補足説明)

- (1) 回答①の中には、具体的に以下のような指摘をするものがあった。
  - 譲渡禁止特約の効力を認めることにより保護すべき利益は、取引関係に第三者が加わることにより円滑な取引関係が害されることの回避の必要性と債務者の感情であるということをも前提として、これらの利益が、債権の種類や主体の属性によって異なることから、これらによって、取扱いを異にすることを検討すべきであるという意見。
  - 例えば、手形及び決済に利用される売掛債権については、譲渡禁止特約の効力を認めないこととすることを検討すべきであるという意見。
  - 銀行に対する預金債権など、少額多数の債権が存在し、大量かつ迅速な払出事務処理が求められるものに対しては、特則として譲渡禁止特約付き債権の譲渡は、現行法どおり無効とすることが望ましいという意見。
- (2) 回答②の中には、具体的に以下のような指摘をするものがあった。
  - 一定の流動化の場合には、譲渡禁止特約の効力を無効とすることを検討すべきであるという意見。
- (3) 回答③の中には、具体的に以下のような指摘をするものがあった。
  - 将来債権の流動化に支障が生じないようにするため、既に譲渡された将来債権が実際に発生した時に譲渡禁止特約を付すことにより、流動化に支障が生じないようにする仕組みを明文化することを検討すべきであるという意見。
  - 譲受人保護の観点から、将来債権の譲渡後に、譲渡禁止特約が付されても、当該譲渡禁止特約は無効とすべきという意見。
  - 証券化取引を円滑に行うとの視点から、譲渡禁止特約が不都合となる場合は、譲渡人（オリジネーター兼サービサー）が破綻又は信用力が著しく低下した状況となった場合である。「債権法改正の基本方針」（参考資料1）では、譲渡人の倒産手続が発生した際においては、第三者対抗要件が具備されていれば、債務者は譲渡禁止特約をもって譲

受人に対抗できないとの方向が示されているが、証券化取引においては倒産手続の申立前における対抗が問題となりうる。一般的な証券化ストラクチャーにおいては、譲渡人（委託者）の倒産手続以前の信用不安発生時点にトリガー（サービサー交代等）を設けていることが大部分であり、トリガーによって債権譲渡の事実が債務者に通知された場合、債務者による相殺、新サービサーへの支払先変更に応じない等、譲受人に対して債務者が対抗することにより、ストラクチャーが非常に不安定になる可能性がある。よって証券化による資金調達の拡大の観点からは、かかる信用不安発生時点から債務者に対する対抗が可能となる手立てが必要との認識である。

- (4) 回答④の中には、具体的に以下のような指摘をするものがあった。
- ①譲渡禁止特約付き債権の譲渡について債務者対抗要件が具備された後でも、譲受人は、債務者の譲渡人に対する相殺等の抗弁の対抗を受けるとすべきである、②債権譲渡がされたことにつき善意であれば、債務者が譲渡人にした弁済を有効とすべきであるという意見。
- (5) 回答⑤の中には、具体的に以下のような指摘をするものがあった。
- 譲渡禁止特約の効力を認めるべき特別な事情がある場合には、何らかの公示制度により公示することを検討すべきであるという意見。
- (6) 前記(1)から(5)までの他、具体的に以下のような指摘をするものがあった。
- 国際的な調和（ユニドロワ国際商事契約原則など）を勘案すれば、譲渡人と債務者間の譲渡禁止特約にかかわらず、債権譲渡は原則として有効とするアプローチが望ましいという意見。
  - 譲渡禁止特約付き債権を譲渡するか否かは、資金調達者側のコンプライアンス上の問題となる点に留意すべきであるという意見。

後注)

- ・ 一般社団法人流動化・証券化協議会又はその会員に対して、本件に関して直接お問い合わせをすることはご遠慮いただきますようお願いいたします。